

第 3 陣第 3 回裁判(2/27)

KLM の不当な引き延ばし意図が明らかに

労働審判完全勝利後、KLM オランダ航空 (KLM) の異議申立により訴訟に移行した第 3 陣の 3 回目の裁判が、2 月 27 日に行われ、コロナウイルス問題で大変な状況の中、27 名が参加しました。

KLM は 1 回目の裁判に続き、今回も裁判当日に「準備書面」を出してきましたが、書面は原則 1 週間前には出すのがルールです。証拠となる訓練内容も、裁判長から求められていたのに提出しませんでした。先行する 1,2,4 陣訴訟への影響を避け、裁判を引き延ばそうとする不当な意図が明白となりました。

また、出された準備書面には、労働契約法の変更に偶然めぐり合わせた「原告らに棚からボタ餅的な利益をもたらす訴訟であり、労働者保護の要請の程度は低い」と書いてありました。そもそも原告の方々が応募した時の募集要項には、有期雇用との記載はなく、採用後に 5 年上限の契約社員と知らされ泣く泣く合意したものです。法改正により無期雇用転換の権利が生じたなら、法律に基づいて申し込むことに何ら問題はありません。それを「棚ボタだ」と批判するとは驚きです。すでに論戦では裁判に勝てないと思っているようです。

次回の裁判は、4 月 16 日 (木) 11:00～ 東京地裁 709 号法廷です。



2020年2月27日 裁判所前の宣伝行動

1,2,4 陣裁判は準備書面作成中

2 月 3 日に第 7 回目の裁判が行われた 1,2,4 陣(原告 29 名)の訴訟は、1 月 31 日に KLM が出してきた準備書面 4 に対し反論の書面を作成中ですが、そのポイントを紹介します。次回裁判(3 月 19 日)で主張します。

| KLM 準備書面 4 (2/3 陳述ポイント) | 原告側準備書面 3 (3/19 陳述予定) |
|---|--|
| <p>① 日本発着路線の変動に対応するため全員を有期雇用とする経営方針は合理的。</p> <p>② 日本語を話せる客室乗務員のニーズは、グローバル化に伴ってますます減少していくことが予想される。</p> <p>③ 日本人客室乗務員の労働許可取得は厳しくなっており、契約期間が長ければ認められにくい。有期なら確実に取れる。(オランダ労働局説明資料を証拠提出)</p> <p>◆ 求釈明申立書(12/10 付け) 採用時に就職情報誌や業界の知人などから、KLM の労働条件や有期雇用であるとの情報を得ていたはずであり、実際にはどうだったのか。面接時などに質問したのか否か、個々人の回答を求める。</p> | <p>① 一時的な増便を除き日本路線は安定した便数を維持しており、日本人客室乗務員も安定的な確保が必要。一時的部分は、稼働時間増などで対応可能で、全員有期にする合理的理由はない。</p> <p>② KLM が労働許可取得要件の証拠として提出した労働局への説明資料には、「アジアは大きな成長市場であり、現地の客室乗務員を雇用することは、市場における強力な地位を獲得、維持拡大するために重要」と自ら書いていることと矛盾した主張。</p> <p>③ 証拠として出されているオランダ労働局からのメールには、厳しくなっている、認められにくい、有期雇用なら確実に労働許可が取れるなどとは一切書かれていない。</p> <p>◆ 求釈明申立書に対する回答 労働条件の説明義務を負うのは会社であり、説明したのならそれを主張すればよい。原告らが独自に調べていたかどうかは、関係のないこと。募集を見て無期雇用だと思っていたのに、あえて有期雇用なのかと聞くはずもない。 よって、求釈明申立書に対して回答の必要はない。</p> |

KLM 裁判の当面の取り組みについて

◆裁判期日

3月19日(木) 10:00～ 東京地裁 709号法廷：**1,2,4 陣裁判**

裁判所前宣伝＝9:00～9:30 報告集会＝弁護士会館会議室

4月16日(木) 11:30～ 東京地裁 709号法廷：**第3 陣裁判**

裁判所前宣伝＝10:40～11:10 報告集会＝弁護士会館会議室

◆宣伝行動

4月1日(水) 8:30～9:30 東京地裁前：東京争議団共同宣伝

◆地裁宛署名・SNS 宣伝

東京地裁宛の団体・個人署名実施中。2月より電子署名も始めました。また、フェイスブック「KLM オランダ航空雇止撤回裁判原告団」を立ち上げました。知り合いの方々に拡散してください。

電子署名 URL



フェイスブック URL



ANA シニア CA 雇い止め事件

ANA 本社汐留シティセンター周辺で初宣伝

ANA シニア CA 雇い止め事件は、話し合いに応じない会社の頑なな姿勢に抗議し、団交実現のために羽田空港や乗員訓練センターでの宣伝行動を行ってきましたが、2月19日には初めて ANA 本社のある汐留シティセンターでの宣伝を行いました。宣伝カーを使っただけの訴えに道行く人が振り返るなど効果がありました。21日には羽田空港4回目の宣伝を行いました(参加14名、ビラ210枚)。

また現状を打開するため改めて訴訟の検討も行っており、2月26日には産業医のカルテの開示を求める文書を ANA に送りました。

引き続き羽田空港ターミナル、ANA 本社前での宣伝を行っていきます。また、ツイッターでこの問題を広める取り組みも行っていますので、ご協力をお願いします。



ANA 本社前宣伝：参加10名、ビラ120枚配布

3月の宣伝の取り組み

◆ANA 本社前宣伝 3月13日(金) 12:00～13:00 汐留シティセンター昭和通り側

◆羽田空港宣伝 3月23日(月) 17:00～18:00 第2ターミナル到着口中央

◆ツイッター : JCAN@jcuana9346 アクセス&拡散をお願いします